

岡谷蚕糸博物館封筒有料広告掲載募集要項 平成30年2月

岡谷蚕糸博物館では、住民（業者等含む）宛てに発送する封筒の裏面を有効活用し、自主財源の確保と地域経済の活性化を図るため、有料広告を掲載する取り組みを計画しております。

広告の掲載を希望される方は、以下の点をご確認の上、岡谷蚕糸博物館又はホームページに備付けの申込書に必要事項をご記入の上、下記によりお申込み願います。

◆広告媒体

長3封筒

合計 **5,000枚**

◆広告掲載規格及び掲載料

1枚あたり タテ50mm×ヨコ90mm 1色刷

1枚あたり 5,000円

【1封筒につき4枠分の広告を募集します。】

※掲載見本は最終面を参考にしてください。

◆掲載広告募集期間

平成30年3月12日(月)～3月20日(火)

【応募数が募集枠数に達した場合、期間内でも募集を早期中止することがありますのでご了承ください。】

【ただし、掲載要綱や掲載取扱要領に適合しない場合は、この限りではありません。】

◆掲載できない広告及び規制業者又は事業者

岡谷市広告掲載要綱第3条及び第4条、岡谷市広告掲載基準要領第2条及び第3条 **【次ページをご覧ください。】**

◆広告掲載の申込み

【岡谷市印刷物に関する広告掲載申込書】及び**【広告案の原稿】**を岡谷蚕糸博物館に提出してください。

※ 広告案の原稿は、PDFファイル等の電子データでの提出も可能です。（一部使用できない拡張子あり）

※ 上記の場合、1枚のタテとヨコの比率を遵守していただければ、大きさは問いません。

ただし、申請時には印刷したものを提出ください。

※ 掲載枠4枠の掲載位置は市で決めさせていただきますので、ご了承ください。

◆広告掲載の決定等

○市は申込書等の内容を審査し、掲載の可否を決定します。（審査にあたり必要な場合は岡谷市広告審査委員会の意見を聴く場合があります。）

○広告掲載の可否を決定したときは、岡谷市広告掲載決定通知書により通知します。

○広告掲載の決定を受けた方（以下「広告主」という。）は、広告の内容、デザイン等に関して事前に協議していただきます。

○広告主は、請求のあった日から指定する日までに広告料全額を納入していただきます。

○次に該当するときは、広告掲載等の決定を取り消す場合があります。

イ 指定する日までに広告料の納入がないとき。 ロ 広告の内容、デザイン等に関して事前に協議がないとき。

ハ 広告の掲載が適当でないと市長がみとめたとき。

○前記ロ及びハにより広告の掲載を取り消されたときは、納入済みの広告料を還付しない場合があります。

○広告の内容、デザイン等に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。

お問合せ先：岡谷蚕糸博物館 〒394-0021 岡谷市郷田 1-4-8

電話 0266-23-3489 FAX 0266-22-3675

e-mail hakubutsukan@city.okaya.lg.jp

○岡谷市広告掲載要綱 — 【抜粋】 —

平成 18 年告示第 24 号

(広告の範囲)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 社会問題についての主義主張
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆の不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体の掲載に係る基準等は、別に定める。

(規制業種又は事業者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生及び再生手続中の事業者
- (3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (4) その他市長が不相当であると認めるもの

○岡谷市広告掲載基準要領 — 【抜粋】 —

平成 18 年告示第 25 号

(広告掲載の基本方針)

第 2 条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度が高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、信用性及び信頼性を持てるものでなければならない。

(広告掲載基準)

第 3 条 広告媒体に掲載することができない基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 他を誹謗、中傷又は排除するもの
 - ウ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - エ 法令で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び防止拡大の観点から適切でないものとして、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現、根拠のない表現又は誤解を招く表現のもの
 - イ 射幸心を著しくあおる表現のもの
 - ウ 求人広告又はこれに類するもので労働基準法等関係法令に反するもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 国家資格等に基かない者が行う療法等
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適正でないものとして、次の各号のいずれかに該当するもの
 - ア 裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、広告内容に関連し必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。
 - イ 暴力、犯罪又はわいせつ性を肯定し、助長し又は連想させるもの
 - ウ 青少年の人体、精神又は教育に有害なもの
- (4) — (略) —
- (5) その他市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの

2 前項に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告の内容、デザイン等に関する個別基準が必要な場合は、別に基準を定める。

【次項に掲載見本がありますのでご覧ください。】